

成年年齢引き下げに伴う富里市成人式の開催方針

令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が、20歳から18歳に引き 下げられます。

このことにより、本市では成年年齢の引き下げに伴い、成人式に代わる行事 として「(仮称)二十歳を祝う会」を20歳となる方を対象に開催することと しました。

1 令和5年「(仮称)二十歳を祝う会」の対象年齢

令和5年度に20歳になる方 (平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人)

2 周知方法

令和5年「(仮称)二十歳を祝う会」対象の方には、令和4年12月上旬に 通知します。

また、令和4年4月2日以降に18歳・19歳になる方につきましては、 令和4年2月中に「(仮称)二十歳を祝う会」の対象年齢を20歳とする 旨の通知を行い、周知します。

問合せ先

担 当 教育委員会教育部生涯学習課社会教育班

担当者 加茂川

電 話 0476-92-7641【直通】

FAX 0476-91-1020

